

委託業務仕様書

1 業務名 令和4年度 都心エネルギープランに係るフォーラム運営支援業務

2 業務目的および業務概要

札幌市では、都心での建物建替えの機会を捉え、「脱炭素化」「強靱化」「快適性の向上」に向けた取組を誘導する新たな制度である「札幌市都心における持続可能なゼロカーボン都市開発推進制度（愛称「札幌都心E！まち開発推進制度」、以下、『制度』と言う。）」を令和4年5月9日から運用開始する。

本業務は、制度の運用を契機として、市民・企業・行政が都心で展開される環境・エネルギーに関する効果的な取組手法や先進事例を共有し、都心のまちづくりと環境・エネルギー施策を一体的に展開することの重要性を再認識することを目的に開催する交流事業（フォーラム）の運営支援を行う。

なお、フォーラムには制度の策定に携わった学識者や事業者等を登壇者として招き、講演および取組事例の紹介を行うこととし、フォーラムの開催日程は令和4年7月4日を予定している。開催方法は現地とオンラインの併用開催を予定している。

3 履行期間 契約締結日から令和4年7月29日（金）まで

4 フォーラム概要（案）

(1) フォーラム名

「E！まちフォーラム 2022 札幌都心の環境・エネルギーとまちづくり」

(2) 開催日・時間

令和4年7月4日（月）（※2時間程度を想定）

(3) 開催方法

現地会場・オンライン併用

(4) 会場規模

収容最大人数 100名程度の会場を想定

※ 実際の定員は、新型コロナウイルス感染拡大防止を勘案し、50名程度とする。

(5) 登壇者等（原則として会場に参集）

ア 登壇者 6名

イ 司会者 1名

※ 新型コロナウイルス感染状況により、登壇者等の一部またはすべてがオンライン参加になる可能性あり。

(6) 参加者想定数

ア 現地参加者 50名程度

イ オンライン参加者 接続アカウント数 100件程度

(7) プログラム（予定）

ア 開会・主催者挨拶 5分

イ 基調講演 1 25分（休憩 5分）

ウ 基調講演 2 25分（休憩 5分）

エ 取組事例の紹介 1 15分

オ 取組事例の紹介 2 15分

カ 取組事例の紹介 3 15分

キ 札幌市からのお知らせ 5分

ク 閉会の挨拶 5分

5 業務内容

受託者は、以下の業務を行うこととする。なお、会場の手配、登壇者への謝礼および旅費等の支出は本業務とは別に札幌市が行う。

(1) 実行計画書および当日進行に関わる資料の作成

委託者および会場の管理者と十分打合せのうえ、両者から提供される情報および資料を元に、以下の資料を作成すること。

ア 実行計画書

- ・開催概要
- ・運営体制
- ・プログラム
- ・登壇者プロフィール
- ・会場構成（登壇者、スタッフ、配信機材等の配置）
- ・進行台本

- イ 当日のタイムスケジュールおよび各スタッフの役割分担表
- (2) 司会者の手配等
フォーラムを進行する司会者（同等のイベント等で司会経験を有する者）を手配すること。
- (3) 現地使用機材の準備等に関する業務
 - ア 機材等の手配および当日設営
 - イ オペレーターの手配および当日のオペレーション
- (4) 参加者情報の管理等に関する業務
 - ア 参加者申込への対応（現地参加・オンライン参加とも）
 - イ 参加者名簿の作成および管理・集計
- (5) 周知に関する業務
 - ア フォーラムを広報するチラシのデザインの作成（印刷・配布は業務対象外）
- (6) その他業務
 - ア オンライン配信を録画し、提出用の DVD-R 等の電子メディアを作成すること。
 - イ 配信録画データを元に、当日の登壇者等の発言内容（主催者挨拶、基調講演および質疑応答を含む）を記録する議事録を作成すること。

6 成果品

下記の成果品について、電子媒体（CD-R または DVD-R）で 1 組提出（PDF データに加え、Word、Excel、PowerPoint データ等作業可能なデータも提出）すること。

- (1) 実施計画書
- (2) チラシのデザインのデータ
- (3) タイムスケジュール・役割分担表
- (4) 参加者名簿（集計結果）
- (5) オンライン配信録画データ
- (6) 議事録
- (7) そのほか関連資料等 一式

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努める

こと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量およびリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解および業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識および技能を備えていること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に伴う打合せ、資料および企画等の内容の一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることができない。ただし、委託者が必要と認めたときはこの限りではない。
- (3) 本業務の遂行にあたり委託者が受託者に対して提供又は貸与した資料等は、本業務にのみ使用するものとする。なお、貸与した資料等は、業務終了後速やかに返却すること。
- (4) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化につとめること。
- (5) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書および委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。
- (6) 本業務に関して生じる問題点および疑義等は、委託者および受託者の双方が誠実に協議し、処理する。

- (7) 承諾および協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (8) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (9) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。
- (10) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。
- (11) 受託者は、本業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に十分に留意すること。